

## 規制シート(様式)

200197001380002

平成28年12月22日

規制の名称	水質汚濁防止法による規制(地下水に係る事項)	所管府省	環境省
根拠法令等	水質汚濁防止法(昭和45年法律138号)、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令188号)、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総・通令2号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長 渡邊 康正
規制目的	工場及び事業場から地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設又は、有害物質貯蔵指定施設を設置等しようとする者は、都道府県知事に届出が必要。</li> <li>・有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。</li> <li>・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。</li> <li>・特定事業場等の設置者は、事故が発生し有害物質等を含む水が地下浸透したことにより、人の健康等に係る被害を生ずるおそれがある場合は応急措置を講じるとともに、都道府県知事に遅滞なく届出が必要。</li> </ul>	関連する予算	地下水質保全推進費 (平成28年度 60,823千円)
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>①排出水の汚染状態の測定結果の記録・保存義務の創設及び未記録・改ざん等への罰則の創設、事故時の措置の対象の追加(平成22年法改正)</li> <li>②地下水汚染の未然防止のため届出対象施設の拡大、構造等に基する基準遵守義務及び定期点検義務等の創設(平成23年法改正)</li> </ul>	関連する政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) <a href="https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_3.pdf">https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_3.pdf</a>
規制を維持、改革又は新設する理由	①、②水質汚濁防止法等の施行状況調査によると平成26年度末時点で51件の事故(地下水に係る事故)が届出されるとともに、1,118件の地下水の未然防止措置関係の行政指導が報告されており、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するために規制の維持が必要。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成22年の改正部分(事故時の措置の対象の追加等)については、今後、法の施行の状況を取りまとめ、その結果を踏まえ検討する予定。</li> <li>②平成23年の改正部分(地下水汚染の未然防止のため届出対象施設の拡大、構造等に基する基準遵守義務及び定期点検義務等の創設)については、今後、法の施行の状況を取りまとめ、その結果等を踏まえ検討する予定。</li> </ul>		
見直し条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)附則第4条</li> <li>②水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第6条(平成23年6月23日法律71号)</li> </ul>		

次の見直し時期

- ①平成28年度
- ②(新設)平成29年度、(既設)平成32年度